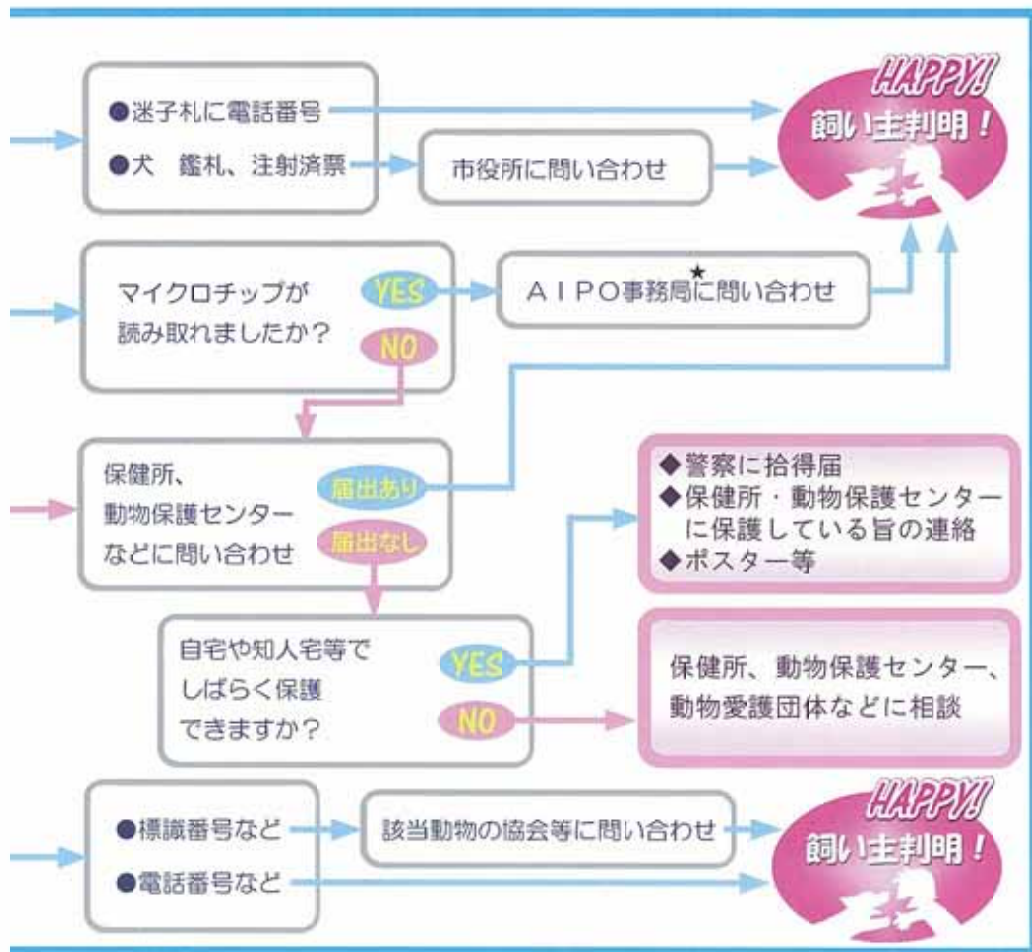




明らかに遺棄の場合は警察に通報

箱に入れられて「もらってください」の張り紙があるなど、明らかに捨てられた（遺棄された）状況の場合は、警察に通報してください。

遺棄は犯罪



★（社）日本動物保護管理協会 [A I P O事務局] Tel. 03(3475)1695

自治体の動物保護センター紹介



自治体に保護された迷子の犬は、
どのように管理されているのでしょうか。
東京都動物愛護相談センターの
職員に話を聞きました。

成犬が収容されている犬舎。子犬や小型犬、
高齢や病気の犬などは、別の犬舎に収容される

都内の路上などに放れている飼い主不明の犬は、23区
内は本所に、多摩地区は多摩支所に保護収容されます。
保護された犬は、保護日、保護場所、マイクロチップ
など身元を示す標識の有無、品種、性別、大きさ、毛色、
毛の長短等の特徴を確認し、台帳に記入してから、犬舎
に収容されます。健康状態もチェックして、怪我や病気
など治療の必要があるものは治療を行います。



マイクロチップの有無をチェック

鑑札や迷子札、マイクロチップなど身元表示のある犬
は、飼い主に保護した旨を連絡しますが、装着率はとて
も低くて悲しくなります。身元表示のない犬は、飼い主
からの連絡をひたすら待つしかありません。東京都の保
護期間は7日間です。早く飼い主から連絡が来ないと
願う毎日です。



怪我や病気の場合は医務室で治療



飼い主が迎えに来たときには、犬は全身で喜びを表し
ます。そんな姿を見ると、本当に良かったと思います。
もう二度と迷子にしないように、時には厳しく飼い主さ
んにお話しします。



毎日たくさんの迷子の問い合わせがくる

雷や花火大会のあった翌
日は、たくさんの犬が保護
されてきます。迷子にさせ
ないのが第一ですが、いつ、
どんなアクシデントが起
るかわかりませんから、鑑
札や迷子札などの身元表示
は、必ずつけてあげてくだ
さい。そしてもし、犬がい
なくなったら、すぐに問い
合わせてください。

センターでは、飼い主から連絡がなかった迷い犬や、
やむをえない理由で飼い主から引き取った犬などの中で、
健康や性格などのテストに合格した犬を新しい飼い主に
譲渡しています。新しく犬を飼おうと考えたときには、
センターからの譲渡も選択肢に入れていただけたら嬉し
く思います。

関係法令

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）抜粋

（動物の所有者又は占有者の責務等）

第7条 3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

（罰則）

第44条 3 愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について（平成18年環境省告示第23号）抜粋

第1 所有明示の意義及び役割

動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の防止に資するとともに、迷子になった動物の所有者の発見を容易にし、責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然の防止に寄与するものである。

第4 識別器具等の装着又は施術の方法

飼養及び保管の開始後、速やかに識別器具等の装着又は施術を実施し、非常災害時における動物の予期せぬ逸走等に備え、常時動物に装着するように努めること。ただし、幼齢な個体又は識別器具等の装着若しくは施術に耐えられる体力を有しない老齢の動物である、疾病にかかった動物である等の特別な事情がある場合にあつては、この限りでない。また、発育段階に応じ、識別措置等をより適切と考えられる種類に転換し、又は複数の種類の識別器具等を併用することを、必要に応じて行うこと。

(2) 動物の区分ごとの識別器具等の種類

イ 家庭動物等及び展示動物

所有者の氏名及び電話番号等の連絡先を記した首輪、名札等又は所有情報を特定できる記号が付されたマイクロチップ、入れ墨、脚環等によること。なお、首輪、名札等経時的変化等により脱落し、又は消失するおそれの高い識別器具等を装着し、又は施術する場合にあつては、補完的な措置として、可能な限り、マイクロチップ、脚環等のより耐久性の高い識別器具等を併用して装着すること。

愛護動物
牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえうさぎ、鶏、いすばと及びあひる。他に掲げるものの以外に、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの。

マイクロチップ



鑑子札



狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）抜粋

（登録）

第4条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を所管する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りではない。

3 犬の所有者は、前項の鑑札をその犬に着けておかなければならない。
（予防注射）

第5条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。
（罰則）

第27条 次の各号の一に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第4条の規定に違反して犬（第2条第2項の規定により準用した場合における動物を含む。以下この条において同じ。）の登録の申請をせず、鑑札を犬に着けず、又は届出をしなかつた者

二 第5条の規定に違反して犬に予防注射を受けさせず、又は注射済票を着けなかつた者

鑑札と狂犬病予防法注射済票



[目次]

はじめに・42万頭の叫び・・・2

迷子にさせないために・・・4

所有明示の重要性・・・6

飼っている動物がいなくなったら・・・8

飼っている動物を捨てることは犯罪・・・10

迷子？の動物をみかけたら・・・12

関係法令・・・15



発行：
環境省自然環境局総務課
動物愛護管理室

所在地：〒100-8975
東京都千代田区霞が関1-2-2
<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

平成19年9月発行

制作：(財)日本動物愛護協会
編集・デザイン：つしまみかこ

○お問い合わせやご相談は、お近くの都道府県、政令市、中核市等の担当窓口へ

